

農業者 各位

宇都宮市農業再生協議会
会長 横松 久夫
(会長印省略)

令和4年度 営農計画書の確認について

日頃から、本協議会事業につきまして、御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、確認用の営農計画書を送付いたしますので、作付内容等を御確認いただき、修正・変更等がある場合は、令和4年10月21日（金）までに御連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、修正・変更等がない場合は、連絡不要です。

記

1 確認内容（裏面「営農計画書の確認ポイント」参照）

営農計画書の内容が、経営所得安定対策等の交付金額の算定の基礎となります。
必ず確認をお願いします。

(1) 氏名、住所、電話番号

(2) 作付内容（所在地、作物名、面積等）

※1 作業受委託（筆の移動）が反映されているか、御確認ください。

※2 作業受委託により委託された農地は、耕作者（委託先）の営農計画書に記載されます。

(3) 不作付年数

同封のチラシ「水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田（不作付年数・水稲不作付年数）について」を参照してください。

※ 交付対象外水田となった場合、国の水田活用の直接支払交付金（飼料用米や麦・大豆等の交付金）の対象水田から除外されますので、御注意ください。

2 連絡期限

令和4年10月21日（金）まで

※ 修正・変更等がない場合は連絡不要

【問い合わせ先】

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL：028（632）2458
FAX：028（639）0618

営農計画書の確認ポイント

筆、作物名、面積等）を御確認いただき、再生協議会事務局 電話：028-632-2411 御注意ください

(1) 氏名、住所、電話番号の確認

※特に、作業委託の内容(筆の移動)が反映されているか、御注意ください

申請者氏名： 再生協議会事務局 TEL: 028-632-2411

申請者住所： 〒320-0818 旭1丁目1番5号

申請者電話番号： 0999

申請者種別： 再生協議会事務局

申請者種別コード： 999999

申請者種別名称： 再生協議会事務局

申請者種別説明： 認定なし

(3) 不作付年数の確認
 ※平成30年度以降において、「(全)保全管理」又は「(全)調整水田」であった年数(回数)が記載

(2) 作付内容(所在地、作物名、面積等)の確認
 ※委託農地は耕作者(委託先)の計画書に登載

耕地番号	土地の表示		水田実利用面積(m ²)	主食用水稲作付面積		主食用水稲以外の作物作付面積		備蓄米
	所在区分	大字コード		品名	面積(m ²)	作物名	面積(m ²)	
0001	0 0181	旭1丁目 110	2,156	001 コシヒカリ	2,156			
0002	0 0181	旭1丁目 111	1,000	720 (全)保全管理	1,000			
0003	0 0181	旭1丁目 112	3,000	720 (全)保全管理	3,000			
0004	0 0181	旭1丁目 113	3,413	162 飼料用米(あさひの夢)	3,413			
0005	0 0181	旭1丁目 114	1,910	002 あさひの夢	810	201 加工用米	1,100	
0006	0 0181	旭1丁目 115	3,475	210 小麦	3,475	220 大豆	3,475	
0008	0 0181	旭1丁目 117	2,333	416 にんにく	2,333			
計				17,287	2,966	14,321		
飼料用米				米粉用米				
3,413 m ²								
加工用米				新市場開拓用米				
10 俵/ 1,100 m ²				10 俵/ 1,100 m ²				
備蓄米								

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データの取扱について承諾します。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

現在、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが検討されており、併せて、現行ルールの再徹底が進められております。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールについて、改めて御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 交付対象水田の現行ルール

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

2 作物作付が3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ 現時点で、明らかに、交付対象外農地に該当するほ場がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局に御相談ください。

※ 令和5年度営農計画書から、「畦畔」・「水利機能」の有無の申告欄を設ける方向で営農計画書の修正を検討しています。

2 国の見直し内容

国は、転換作物の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。

【見直し内容（方針）】

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除く

宇都宮市農業再生協議会事務局
（宇都宮市経済部農林生産流通課内）
TEL：028（632）2458